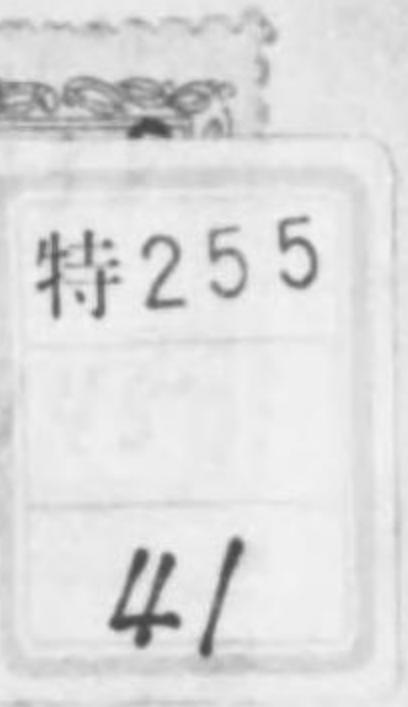


始



料第四三號

和十一年十月

電力統制問題批判

—木村増太郎氏述—

納本

東京商工會議所

序

私は、目下の電力統制問題には、大體國防上の意義と庶政一新上の意義と云ふ二つの問題が含まれてゐても、これ等は本質的には何等の區別もなく、一つのものに過ぎないと思つてゐる。のみならずその具體的な對策から云つても、結局は國民生産力の發展を維持し助長すると云ふことが根幹になるよりほかはないと思ふ。

斯様な見方からすると、政府の一部から發表された所謂電力事業の民有國營案なるものは、國防上から云つても庶政一新の意義から云つても、その目的に反した結果を來すの惧が多分にあると云ふことは否めない。

さき頃、東京商工會議所が電力統制問題に就て關係官廳に建議書を提出すると、色々な批判がそれに對して現れたやうである。

それ等の全部を一々目を通したわけではないが、中には可なり見當違ひな議論もあつて、あの建議書の作成に關係を持つた自分としては、一應思ふところを述べて置き度いとも考へてゐたし、又別に私見もあるので、その双方の意味に於てこの小冊子を公にすることにした次第である。

茲に斷つて置き度いことは、これは全部私個人の意見であつて、東京商工會議所の意見とは全然獨

立なものであると云ふことである。

尙ほ東京商工會議所が、電力統制問題に就て比較的公平な立場にあるとみらるゝ學者百數名に意見を求めた回答が、大體に於て私の持論に誤のないことを一層明瞭にした。これも参考の爲に回答のあつた全部をこゝに掲ぐることにした。

昭和十一年十月十日

東京商工會議所 理事 木村 増太郎

電力統制問題批判目次

第一緒論

一、庶政一新の本質と電力問題。

第二主張

一、電力事業統制の必要に就ては何人も異議ないところである。

當局の言説はこの自明の理のみに詳細にして民有國營の必然性に及んでゐない。

二、電力事業統制強化の必要は決して民有國營の必然を生むものに非ず。

三、所有權問題に關する立案者側の言説は低調にして、且つ的外れの甚しきものである。

四、本案の强行は企業心を萎縮せしめ、國民經濟の發展を阻害する。

五、國營を他の重要產業に及すか否かに就ての政府當局の矛盾は該案の根據を覆すものである。

第三 提 案

一、民有企業を基礎とする統制強化の提唱。

二、半官半民會社の提唱。

電力統制問題批判

—木 村 増 太 郎 氏 述—

東京商工會議所

第一、緒 論

一、庶政一新の本質と電力問題

近年生産力の著しき發達の結果、生産力と社會の諸制度との間に諸々の不調和を生ずるに至つた。

かくてその不調和は、先づ國際的には、著しく國民主義的な政策を刺戟し、アウタルキー、ブロック經濟、高率關稅制度、資源・市場の確保への新進國家の割込運動等となつて國際政局の不安を濃厚にした。

同様の原因は、國內的には大資本による獨占產業の發展、中小企業の窮迫、

農村の衰退等を生み、或は政界、官界に於ける不祥事件の續發となり、各方面に亘て行き詰りの甚しきを感じしめ、國際政局の不安と相俟て、急激に所謂革新氣運を醸生せしめ來つた。

以上の事實を直視すれば、現にわが國に於て要望されてゐる庶政一新とは斯る社會進化の根幹に横はる矛盾の除去、即ち新なる生產力と諸制度との調和を圖るにあつて、斷じて區々たる表面的現象の對策ではない。

從てその處するに當て一度途を誤まれば、社會の混亂を惹起し、或は國民生產力の發展を阻害し、延いては國家の興廢に關ることなしとしない。

これを今日論議の的となつてゐる電氣事業に就ていふも、斯業が社會情勢の變遷に適應すべき運命の下にあるは言ふまでもないが、之が指導に當ては上述の如き庶政一新の本質と背離せざることを肝要とする。

即ちこの場合、社會進化の根幹を爲す國民生產力の發展を阻害するが如き方策は絶対に之を避くべきであつて、所謂角を矯めて牛を殺すの愚に陥らざ

るを第一義とすべきである。

然るに、さきに遞信省當局より非公式に發表された電力事業の民有國營案なるものは、徒に枝葉末節の目的にのみ拘泥して庶政一新の本筋より離れ、立案者の時局認識程度をさへ疑はしむるものがある。

筆者は以上の理由によつて、先づ原則的に電力事業の民有國營案に反対しその撤回を求むるものであるが、尙ほ以下稍々詳細に亘つて反対理由の説明を爲さう。

第一、主　　張

一、電力事業統制の必要に就ては何人も異議ないところである。然るに當局の言説はこの自明の理のみに詳細にして、民有國營の必然性に及んでゐない。

資本主義の初期に於ては、本來その性質が公益的若くは獨占的な事業まで

も之を自由競争の分野に置いて、その普及發達を計つたものが少くなかつた。

もとよりわが國の電氣事業は、他の一般産業に於けるが如き意味の自由競争に放置されたことはなかつたのであるが、その發達の上に於て營利事業としての性質が演じた役割は決して之を輕視することが出來ない。

然し乍ら、社會の進歩に伴ひ電氣の需要は質量共に擴大し、供給諸技術の進歩ご相俟て、經營形態の上にも何等かの改革を要求されるに至つたことは事實である。

かくて今日に於ては、何人も電氣事業の統制強化の必要については、反対するものなるべく、現實にもこれに就ての反對説の公にされたものを聞かない。

然るに、政府當局並に立案關係者ご目される人々の説明乃至は論爭を見ると、徒に電氣事業統制の必要を説くことのみ急にして、何故に民有國營たらざるべからざるかについては、その説明は甚だ簡単にして徹底せざるの憾がある。

二、電力事業統制強化の必要は決して民有國營の必然性を生むものではない。

政府側の説明は電力事業統制の必要より直に民有國營案へ論理の飛躍を敢てしたるの觀がある。

即ち電力事業統制の必要を斯くまでも詳細且つ懇切に説明する程ならば、民有國營案の主張を爲す前に、當然それが唯一の或は最も優れたる方策たるの所以を同様に解説すべきではないか。

然るにこの點に就て、當局は考へ得べき凡る諸方策に就て充分なる比較研究を爲したか、その主張する民有國營案の實施に當て生じ得べき障害、磨擦に對して充分なる用意を有するか、大に疑なきを得ない。

從來發表された諸資料によつて推察すれば、本案はかかる比較検討の結果

採用されたものとは認め難い。

六

即ち政府當局が統制強化の必要から民有國營へ論理の飛躍を敢て爲し乍ら、その間何等の矛盾をも感ぜざるが如くなるは、その裏面に官吏が民間企業家に代て登場し、より良き能率と、より良き非常時の國策目的を達成し得るといふ獨善的な前提が隠くされてゐる爲めしか想はれない。

こゝに敢て隠くされてゐるといふのは、現に彼等が遞信省直營の郵便、電信、電話等の諸事業に於てその成績が文明國の標準から遙かに後れ、兎角官營事業の非能率が云々される場合に引き合ひとされることを充分承知してをり、従つて統制強化の利益、必要を大々的に論ずることにより上述の點に於ける比較検討の不利をカムフラージするの作戦を探つたと見るのは、必ずしもうがち過ぎた觀察とは云へぬであらう。

これに就て、若し當局が、庶政一新後の國營を律するに、従前の官營の成績を以てするの不當を以て答へるなれば、同様のこととは當然國策的見地に立

つて創立される合同後の民營電力會社に就ても云はれるであらう。

政府は、少くとも遞信省は、その事業經營に對して少しく謙遜であるべきではなからうか。

現にその手にある諸事業の不成績を顧みず、徒に、新なる分野への進出をのみ計畫すること、國民をしてその間に何等かの不純の動機のあるやを疑はしむる悞さへある。

三、所有權問題に對する立案者側の言説は低調にして、且つ的外れの甚しきものである。

さきに東京商工會議所がその建議書に於て、所謂民有國營案の骨子が私有財產制度殊に所有權の根本觀念に重大なる變革を及すものとなすや、立案者側は之に對して、所有權は法律によつて制限し得るとの根據に基いて、殆んど兒戲に類するが如き低調なる法律論を以て之に應じてゐる。

これは最負目に見るも的外れの甚しきものであつて、一顧に價しないことは

云へ、尙ほ一般の爲にわれくの見解に就て一應の解説を爲すを至當としやう。

遞信省案による電力設備會社は政府の指定によつて出資されたる既存の電力設備及び新に政府の計畫に基いて建設する電力設備を政府の管掌する發電及び送電の用に供して、使用料の交附をうけ、政府によつて一定の配當を保證されるこになつてゐる。

然し乍ら

1. 元來電力設備會社の株主は、偶々政府の電力事業統制に必要な電力設備を所有したるの故を以て、指定により強制的に會社の設立に參加せしめられ、その間何等の選擇自由をも與へられない。
 2. 加之、斯くて設立されたる電力設備會社は、尙ほ政府の計畫指示に従て新に自己の計算により電力設備の建設を爲すの義務を負ひ乍ら、電力事業の經營に對して何等の關與をも許されざるものである。
 3. 然るに、若し政府による電力事業の經營が豫期の成果を收め得ざる場合に於ては——たとへ綜合的合理化による利益に就ての政府の算定に誤なしとするも、現實の成績に影響すべき立案當時に豫期し得ざる障害は凡ゆる角度より發生の可能性が頗る多いごせねばならぬ——かかる場合政府の電力事業特別會計はその缺損の補填の爲に、次の何れかの方法を探るを餘儀なくされるであらう。
 - イ、電力料金の値上げ
 - ロ、一般會計への損失肩替り
 - ハ、交附金の停止或は削減、保證配當率の低下、等
- 之等の中最も採られやすきは第三の方法であるが、その何れが選ばれるにしても、早晚何等かの形に於て設備會社の負擔として轉嫁さるべきは明かであるから、政府の經營成績は間接乍ら直に電力設備會社の株價に影響するに相違ない。

斯くて

1. 偶然政府の使用に適する電力設備を所有してゐる云ふ理由によつて強制的に出資を命ぜられ
 2. 然も事業經營に就て何等の關與を許されず
 3. 缺損の場合にのみ實質的にその責に任する
- 云ふ不合理に陥るのを否み得ない。

右を個々別々に觀るときは、或は從來行はれた所有權に對する制限に類するものもあり、又、形式的には一應の説明を爲し得るものもあるけれども、要するに三者が一個の關聯にあるところに重大性を生じ、單なる所有權に對する制限と同一視し得ざる私有財產制度殊に所有權の根本觀念に重大なる變革を及ぼすものと認めざるを得ない。

四、本案の强行は企業心を萎縮せしめ、國民經濟の發展を阻害する。

最近統制經濟論が頓に昂り、その實施も着々として行はるゝに伴て、一部

には私的企業心の國民經濟に於ける役割を無視しやうとするものさへ見受けらるゝが、之等は明に統制經濟の本質を履違へてゐるものと斷定さるべきである。

統制經濟は云ふまでもなく資本主義を基礎とするも、既にその發達の極弊害を生ずるに至つた自由競争を制限すると共に、一面計畫經濟の利點を採用して國民經濟の健全なる發達を計らうとするものである。從てその根幹にはあくまでも私有財產制度と私的企業心との結合があらねばならぬ。

これを獨逸、伊太利等の實例についてみると、一面國家が各般に亘つて計畫を樹立して嚴重なる統制を實施し乍ら、同時に一般の私的企業心の活動を刺戟誘導して國民經濟發達の爲に之を利用するの策を採つてゐる。國家統制の典型的國家に於ける斯る實例は我國にこつても好參考資料たるを失はない。

又、これとは反対の例としては、彼の滿洲國建國の當初、同國に於て私企

業に重大なる制限を加ふるやに傳へられて、爲に一時は資本の流入を阻害し開發上一大支障となつたここの事實を指摘することによつても充分了解し得られるであらう。

元來、私的企業心の發動は、營利を基礎とするものであることはいへ、それは單なる目前の利益追求のみに基くものではなく、事業の計畫、建設、經營並にその將來の發展計畫と期待等一聯の抱負實現が重要々因となつてゐるものである。

從て、若し本案の如き方策が、一度強行されるなれば、政府今後の方針に對する危惧の念は、如何なる強辯を以てするも之を抑制し得ず、一般の企業心は當然萎縮し、わが國民經濟の發展を阻害することとなるは疑なきところである。

五、國營を他の重要産業に及すか否かに就ての政府當局の説明の矛盾は該案の根據を覆すものである。

電力國營の理由としては、電力事業が特に、國民生活に密接なる關係を有する公益事業であり、基礎的重要産業であり、國防と密接なる關係があり、事業的主要々素たる水力が元來國家に歸屬すべき性質である等々が擧げられてゐるが、最近に至て當局者は、その説明に於て、國營の對象となるものは電力事業のみであると爲し、之を他の重要産業に及す意志のないことを強調してゐる。

大和田電氣局長の如きは、さきに東京商工會議所代表者との會見に際して特にこの點を主張し、政府は電力事業の民有國營の實施を以て他の重要産業の社會化（國營化）を防がうとするものであると云つてゐる。

然るに、一般より該案作成關係者と目され、且つ本問題發生以來、主として政府の代辯的役割を買って出てゐる奥村調査官に依れば、

「營利を第一義とし、公益を第二義とするやうな經營形態は電力事業に限らず、これから以後國家の重要な産業には不適當である。公益を第一義とし、國家社會の認容する程度に於て利得を收む

ることが、今後の經濟活動の指導方針であらねばならぬ。殊に獨占的企業に於て然りである。
二・二六事件を契機として我が日本にそうした經濟組織への編成替が着々と行はるるであらうことと私は確信する。」（『電力國營』二一三頁）

「斯様な國政一新の氣運のなかで、電力問題が真先さに取り上げられるのは、固より當然である。併し乍ら、綜合國策の遂行に當りては、獨り電力事業のみが匡革の對象となるものではない。國民生活に關係あり、國防力構成に役立つ重要產業は悉く公益的國家統制に服すべきであるが、その產業の業態により性質により、國家統制に服すべき範圍及び程度においては自ら夫々緩急輕重のあるは言ふ迄もない。」（同上三頁）

三、電力民有國營問題に關聯して重要產業に對する意見を公にしてゐる。文字の上にこそ現れてゐないが、論旨の必然的歸結は凡ての重要產業の國營であることは明である。まことに、斯る論旨に於てこそ實際に電力事業の國營案が生れ得るものである。

一右の奥村調査官の所説は一見筋道が通てゐる如くではあるが、その前提に於て、庶政一新と國民生產力との關係の認識に重大なる誤謬を敢てして

あることは本小冊子の冒頭に論じた處によつて明かである。――

立案關係者間に斯る意見の對立があるご云ふことは、それが民有國營案の出發點に關するもの丈に問題は大きく、且つ致命的である。

これを好意的に、重要產業の國營方針に對する反對意見によつて前者の如く修正したご觀るも、尙ほ立案根據に確信なき證據ごならう。

第三 提 案

一、民有企業を基礎とする統制強化の主張

從來遞信省當局並に該案作成關係者と目されてゐる者の説明乃至主張は種々傳へられてはゐるが、要するに

- (A) 水利々用の合理化
- (B) 諸施備の合理的利用と(A)と關聯して全國的に電力を融通すること
- (C) 火力發電の合理化

- (D) 以上の実施によつて獲た利益を電力料金低下に當て二三割程度の引下げを實施すること
 (E) 目前の採算にとらわれず大規模の發電計畫を實施し、軍事的目的に副ふこと
 (F) 社會政策的、經濟政策的料金制度の實施
 (G) その他

である。然し乍らこれ等の目的達成は、國營殊に民有國營のみによつて可能であることは官僚的獨斷以外の何物でもない。

殊に右の(A)、(B)、(C)、從て(D)は理論上誠に然ることは云へ、官僚的經營によつて果して之が實現を期し得るか云ふ疑問は、寧ろ民營への統制強化にしがざるの結論を導くであらう。

又、目前の採算を無視して開發する大規模發電は平時に數倍乃至十數倍すべき戰時の電力需要に備ふる爲め考へらるゝが、斯くてはこれが建設に要する設備會社の莫大なる投資に對する政府の交附金は、電力料金低下を目指す電力特別會計の負擔し得ざるごころであるから、當然何等かの形式に於て一般會計がら支出されるであらう。

若し然りこすれば、かかる大規模の開發の爲に特に能率低き國營殊に民有國營によるの必要は毫もなく、寧ろ海運に於ける命令航路の如く補助金を交付することによつて民營に任すの便なるにしくはない。

(F) の社會政策的、產業政策的料金制度の實施は、新會社が國策的使命を以て設立されたること、國家の命令・監督權の行使、補助金の交附とが相俟つて、同様に民營形態を以て達成し得ることは明である。

以上によつて電力事業の統制強化は次に掲ぐるが如き方法によるこことを最も合理的なりとする。

- (I) 現在の企業形態を基礎に適當なる合同を爲さしめ、(II) 電氣事業法に補正を加へ、(III) 電氣委員會を擴大強化して單なる諮詢機關に止めず積極的の權能を附與するの三項目の實施である。

(1) こゝに所謂適當なる合同とは、全國を單一區域とする合同、電氣の供給ご需要との事情を考慮して數ブロックに分割し乍ら、常に充分なる聯絡をござらしむることの二方法があるが、これが決定には一層の攻究を要することは言ふまでもない。

(2) 現行電氣事業法はかかる大合同を豫期せずに立法されたものであり、且つ電氣事業經營觀念の變化と共に述べる電氣委員會の積極的活動とにより、いまや充分なる補正を必要とするものである。

(3) 電氣委員會の擴大強化は民有國營に於ける官僚獨善主義とは正反対を行くものであつて、從來政府の監督權の強大なる方面に於ては、動もすれば監督權の亂用によつて事務の濫滯を生じ、官吏の天下りが行はれ、その弊害は漸く大ならんこし、今や曾ての政黨跋扈時代の弊害をも思は

しむるに至つた。電氣委員會の擴大強化は、かかる弊害を除去する目的を以て、當然その構成ご權限ごに及び、電力事業統制の主體たらしむる必要がある。

右は一試案の骨子にすぎないが、その主旨とするところは、後述の如き當局案の實施に伴ふ國民的企業心の萎縮ごいふ致命的缺陷を除去し、しかも當局の企圖する目的を殆んど全部達成し、尙ほ且つ國營に當然伴ふ經營上の能率低下を防がうとするものである。

二、半官半民會社の提唱

現下の國際的及び國內的情勢の要求するわが電力事業の統制強化は、前掲の方法を以て充分に且つ比較的容易にその目的を達成し得るものご信するのであるが、尙ほ政府にして若し民營形態を絶對排除すべき何等かの理由があるなれば、所謂民有國營案に伴ふ上來述べた如き諸々の障害に鑑みて、寧ろ

國有國營を斷行すべきである。

言ふまでもなく國有國營を實施するが爲には、現存企業の買収の爲に莫大なる公債の發行を必要とし、財政上多少の支障あるはまぬかれぬところであるが、しかし公債を五箇年位に分割發行すれば、その影響するところも緩和せらるゝであらうご同時に、民有國營案に伴ふ障害の甚大なるに比較すれば、寧ろその軽きものゝあるは明である。

こもあれ、我々は前掲第一案を以て十分所期の目的を達成し得られるものと思惟するも、更に第二案として半官半民の特殊會社案を提示するであらう。

「半官半民の特殊會社案要綱」

一、先づ五大電力會社を主體とし、その他必要と認むる電力會社を合同、一大電力會社を設置し、全國を單一にその支配下に收めしめる。

地方の局部的、若しくは特殊事情による獨立營業を認むることは、現國有

鐵道對地方鐵道の關係の如くする。

二、政府は被合併會社の外債を肩替りして、その評價に従つて出資する外、政府に屬する既成若しくは未成の設備を以て出資するを得ることとする。

三、政府は新會社の役員の選任に對し認可權を有し、一定の場合にはその解任權をも行使しえることとする。

四、政府は現行電氣事業法を補正して統制強化の徹底を圖る。

五、電氣委員會の構成並に權限を改造して、強力なる積極的權能を附與する。

右の説明

A 本案によるとときは主要電氣會社が合併され、重要發送電事業が全國單一企業に歸屬する結果、遞信省案の目指す綜合經營の利點は殆んど之を享けることが出来る。即ち

- 單一企業で水利を獨占するところから、水利開発に就て可能なる限り、將來を見越して、採算の許す最も廣範圍に之を合理的に行ふことを利益とするやうになる。即ち河川水利の綜合的利用を可能ならしむる。
- 電力の相互融通の結果綜合負荷を可能ならしむる。
- 大規模の火力發電を最も有利なる地點に建設し得て、而も最も能率的に利用し得る。
- 電氣コストを綜合する結果、電氣料金を統一することが出来る（必ずしも割一の意ではない）。

B 又本會社は營利會社たるご同時に、半面、國策的使命を持つて設立せらるゝところから、別に電氣事業法の補正ご相俟つて左記の如き電力事業經營を通じて爲すを便利とする國策の遂行を可能とする。勿論之が爲には國家は相當の補償を必要とするであらう。

- 新興産業の育成、農村電化等の爲に産業政策的社會政策的の料金制度の施行。
- 國防上の諸施設の實施。

C 株式會社組織の半官的民營によるために

- 事業の成績が直に株式市場に反映して、その監視をうけ
- 會計法等の繁雜なる諸束縛がない爲に
- 業務は能率的に圓滑に進行し從つて業績全體は國營に比して當然良好たるを得るであらふう。

D 又株式會社組織の利點としては、その擴張計畫が議會の掣肘をうけない爲に、會社ご政府との合意によつて迅速に決定し得ることを擧げなければならぬ。

E 被合併會社の外債を政府に肩替して、出資となすことは、

○内債と異り外債であるから、内地金融市场に及ぼす影響は顧慮するに及ばず。又公債政策上からも交附公債の如き悪影響を生じない。

○現遞信省案と異なり、綜括的移轉であるから、外國の債券所有者を脅す惧がなく、國際信義上から云つても最も妥當な處理方法たるを失はぬ。

F 政府の現物出資及び外債の肩替りをしては、會社株數の過半を制しえないけれども、本會社の政府所有株に就ては、強いて過半數たるを要する何等の理由を認め得ない。

○即ち政府は會社役員の選任認可權、監理官の設置、電氣事業法（補正したる）の運用等によつて充分その意志を遂行することが出来る。

G 現行電氣事業法は、可なり整備した法規であるが、時勢に伴つて統制強化の爲には多少の補正の必要を認める。尙ほ本會社との特殊關聯に就ても若干の補充を必要とするであらう。

H 電力事業の如く、基礎産業或は公益事業として重要なものに對しては、その監督指導も一部の偏したる立場よりすべきではなく、宜しく廣く各方面の知識経験を集めて之を爲すべきである。この爲に電氣委員會は其の權能を擴大強化して單なる諮詢機關たるに止めず、積極的な役割を課すると共に、その構成も現實に働き得る有能なる識者を以てすべきである。

電力統制問題に關する諸家の意見

(當所の求めに應じて寄せられたる回答)

比較的公平な立場にある學者百數名に意見を求める、九月中に回答ありたるものは左の二十七氏である。

(當着順)

當所の質問

(凡例)

傍點は編者に於て加へたもの

- 一、電力統制に關する綜括的御意見
- 二、電力統制の諸方策の可否、長短
 - イ、民有國營
 - ロ、國有國營
 - ハ、國有民營
 - ニ、民有民營
 - ホ、其他

法學博士 松本 恒治氏

専修大學教授 道家齊一郎氏

一、所謂民有國營は所有權否認の觀念に基脚す
断じて之を容認すべからず

二、イ、不可

ロ、考量に値すべし

ハ、必要乏しからん

ニ、可ならん必要あらば立法に依り現在の
民有狀態に地的の統制變更を加ふるも可
ならん

法學博士 粟津清亮氏

一、適當なる統制により分配の不合理を匡し、
需要者即ち民衆の費用を低下し、而も國家の
防備と財政に資する處あらば成功と可謂

二、適當の統制あらば民有民營當然なり

るより外はあるまい

二、イ、不徹底極はまるものにて兩弊を併有す
ロ、此の弊害は從來の電話鐵道電信等によ
り十二分に知ることを得べく今より十年
後を考ふるとき寒心なきを得ず

ハ、統制監督の如何により效果を擧げ得る
とは云へ要はイロハニ何れも当事者の
國家的社會的觀念の如何に存す

もの多々有之候
法政大學教授 經濟學博士 高木友三郎氏
一、水力、電力を凡ての綜括的立場から見て、
之を日本國力躍進の爲に利用する事が必要
二、統制の具體論に就ては小生に數字的是非の
根據を持合はざぬ爲此點からは今の所斷定不
能

二、資本家が從來の凡ての關係を捨て一大
更正組織に改造して國利民福本位に經營
せば最善たるべしと雖そは望むべく不可
能ならん

東京商大教授 井藤半彌氏

一、大體政府案として世に傳へられる方針に賛
成仕候
併し、個々の問題につき慎重な考慮を要する

得るや、少くも之を失ふ可能は常にあり

ロ、必ずしも不可能ならざるべし

ニ、國家が其必要に應するだけの統制を加へ得ざる理なし。料率低下の如きも、國營によりて出来る事が民營統制によりて出来ざる理由ありと思はず

京大教授 神戸正雄氏

一、統制は必要である。併し單に軍需工業と農村との爲めの料金低減を目標としてはならぬ一般産業の爲めに全體上電力の安くなることを期し、且つ使用人の立場、資本家の立場をも尊重し、凡ての利益の調和を目標としなくてはならぬ。此見地からは民有・民營としつゝ、國家的統制の強化で往々のが一番適切である。

法學博士 加藤正治氏
もの

ロ、之が經營を業に當る人が中心に經營すれば最善です。但し官僚的の經營をするば現状より悪くなり勝るものである

一、一國の經濟生活に重要な關係交渉をもつものは營利の對象とすべきものでなく、奉仕の觀念で活用すべきものである。隨つて電力、國營は必然的のものであると信じます

早大教授 北澤新次郎氏

一、政府案の如く發電送電設備を統一し電力設備會社を創立するも之を國營とせず民營として營業せしめ政府の統制の下に電力料等を定め配當率は經濟上の自然の成行に之を行はしむるときは少しも無理を行はずして統一せし

法學博士 加藤正治氏

一、發電費、送電費を要する所に於ては其施設は國家に於て之を爲すことを必要とするであらう。併し普通の所に於ては一定の標準を示して民有・民營の儘是に據らしむることとして必要な限りの統制下に企業家の自由手腕を發揮せしむる方が御役人仕事の弊に墮することを防ぎ得るであらう。即ち問題の解答は適宜に國有・國營、國有・民營、民有・民營を併せ行ひ事實上に統制の實を擧ぐるにあつて必ず一つの形に統制せねばならぬと考ふ可きものではないであらう。況んや民有・國營といふが如き兩者の弱點のみを結合するが如きは拙策中の拙策であつて、如斯は亡國策と申すの外はないであらう

慶大教授 三邊金藏氏

一、電力の供給を安く豊富にといふは趣旨としては結構なことに相違ないが自然力の一部たる水力の利用に關する場合に於ては豊富は必然的に高き發電費多額の送電費を意味するから安くといふ他の狙所と互に相容れざることを記憶せねばならぬ。故に此二つの目的を全國の至る所に於て達成せんとするならば高き

神戸商大教授 北村五良氏

一、現行電氣事業法の改正と監督統制の強化を圖るべしとの意見も有之やに承り候へども事業法の改正に依る監督の強化は行ひ得ると假

之候

定するも多大の費用と時間と複雑極る技術的
法律的經濟的専門知識を要し且問題の根本に
觸るゝには長年を要し、現下の國民生活の要
請に合せずと存候

故に

二、イ、民有國營案を原則として賛成仕候
但し、從來の國營遂行方法は全く舊
式に有之候

ロ、國有國營は否認致し度候、何となれば
今直ちに國有に買收する要は更に無之候
ハ、國有民營は問題にならずと存候
所有の誰に屬するやは重大に無之候
又これにては更に弊害を生じ候

ニ、民有民營に對しては序言に申候理由に
より不賛成に有之候

ホ、本問題が右の通り答へらるゝも幾多の
前提殊に評價の公正を要するや勿論に有
前

拜復折角乃御高示に候得共研究中の事とて直ち
に解答致しかね候段不惡御承認被下度願上候
右貴酬まで
法學博士 岡 實氏
草々

經濟學博士 吳 文炳氏

一、民間企業心を萎縮せしめざる範圍に於て充
分なる統制を計るを以て必要且充分なるもの
と存候

隨て

二、イ、效果如何
ロ、不可

ハ、效果如何
ニ、に徹底的統制策を鹽梅しては如何かと

被存候

大阪商大教授 村本福松氏

一、合理的事業經營の見地より統制は當然であ
るが今日の場合は特に必然である

二、イ、非常時統制の意義を徹底すればこれに
依ること先づ可也

ロ、非常時として不適當
ハ、ニ、統制不徹底に付き寧ろ國營とする
に若かす

京

大阪商大教授

作田莊一氏

經濟學博士

早大教授 小林行昌氏
商學博士

一、統制の可否は暫く別問題として、不況時代
に統制法(電氣事業法)を歓迎した當業者は、
更に之を強化したからと云ふて、今更文句は
云へぬ筈である。然し國家的立場から考察し
て國營が果して永く料金を低下し得るか、疑
問が多いから、暫く現狀のまゝで統制を強化
したらどうか

二、イ、之は一時的ではないか
ロ、統制と云ふ點では之が理想で(イ)は不具
である
ハ、之も一案だが(ニ)と大差がなくなるであ
らう
ニ、其の統制が不可能であれば(ロ)の外はな
い(統制を必要とすれば)

二、自分は國有國營とし國營事業に對して民間

より出資をなす形式を可なりと思ふ

時事新報論説委員 西野喜與作氏

一、機構改革よりも現状に於て運用の利を發揮するが摩擦もなく效果的と思ひます

二、ニ、民有民營にし統制強化

法政大學教授 山村喬氏

一、民有國營により電力料金が廉くなるかどうか疑問につき、遽かに賛成し得ず

二、ロ、イよりもこの方が徹底するも財政上困難

明治大學教授 北崎進氏

一、原則論として電力の如き公益に重大關係あるものを營利を目的として經營することは不可なりと信ず、但し電信法第二條にある如き

ものなりと考ふ

二、民有國營より將來は國有國營に進展せん、單に發送電力事業の國營のみならず第二段の工作としては電力消費方面に關する國營をも必要とするに至らん

名古屋高商教授 高島佐一郎氏

一、日本現下の實體經濟、通貨經濟の客觀情勢と、電力自體の獨占性格とから眺めて、この問題の歸趨は、遂に「國有國營」の外に道なしと存ぜられます

國有化による國債政策の困難化といふことは吾々には合點が參りかねます。フランス、瑞西、オランダを除く世界一切の國々の通貨金融政策は、低金利を動力としての通貨擴張政策の一本です。ただ國柄の異なるにつれ、英國系統では中央銀行政策で其れが行はれ、又日

私設を認め之の他一般の需要を目的とするものは國家に統制經營することを當然なりと思ふ

五

二、イ、不徹底にして兩者の缺點を併せ有し、國營の目的を達成すること困難なりと思惟す

ロ、賛成、但し民業を相當の價格を以て補償するを要し且つ私設を認むるを要す

ハ、不可

ホ、右何れも實行困難なりとせば半官半民の會社として國營と爲すを可とす

早稻田大學教授 小林新氏

一、今日の情勢より見て、電力統制に反対せず但し國營事業の完全なる發展を期するために現在の行政機構に徹底的改革を必要とする

本や米國では赤字財政政策で行はれてゐるのにすぎない。だからこの際現存國債百億圓に交附國債二十億圓を添加して何處に矛盾があるであらうか。私はないと思ふ。そして豫定配當最高限と新公債利率との差で當面の開發を施し、不足分は特別會計で起債したら宜いと思ひます

中外商業新報編輯局長 小汀利得氏

一、電力の如きは本來高度に統制せらるべきものですが、但し既に電氣事業法がそれをやつて居ります。然るに此際低能率なる官營を企てるることは意味ないのみならず、電氣事業法をつくつて之を活用出来ない遞信大臣に直接電力をいだらることは危険極まるものと思ひます

二、イ、絶對不可

ロ、之亦不可

ハ、必要無し

ニ、大いに可也、民有民營を電氣事業法によつて適度に統制すれば可也

早稻田大學教授 經濟學博士 服部文四郎氏

一、一般産業の上からも國民生活の上からも電力は統制するを可とす殊に今や庶政一新の期に當り統制經濟の第一步として電力を取り上げるは其の宜ろしきを得たるものと思ふ唯其の方法は慎重なるを要す

二、イ、必ずしも理想的な方法にあらざれども公債政策上止むを得ざるものとす

ロ、夥しき國費を要し、官吏の經營は不適當なり

ハ、これは理想的方法なり、されど國有とするには現狀之を許さざるべし

ニ、現狀其の儘にしては改新の實舉らず

一、獨占化傾向の電力事業については、其工業原動力としての又軍事的に重要性に鑑み、現在の電氣事業法の内容以上にもつと統制を強化すべきものと考へます

二、イ、民有國營、ロ、國有國營、ハ、國有民營、ニ、民有民營といつた様に、しかく所有單位と經營單位とを概念的に區別せず、實體内容から見て、「國・民有、國・民營」といつた所でゆきたいと思ひます。御役人の非能率と事業家の利己的專恣を極力避けることが要諦でしよう。

早稻田大學教授 商學博士 井上貞藏氏

一、電力統制の必要は感じますが時代の力を利

用して一躍國營化による統制手段を探ることは感心しません。元來電力は公益企業ではあるが國營にするまでの必要があるかは問題である。一朝事ある時に對する用意としては必ずしも、こゝで急いで國營化しなくとも、統制化は出來ること、信ずる。私は電力事業は依然として民有民營を以つて十分であると考へ、ただ國家有事に備へるために法規を以て現在以上の統制手段を講ずることが最もよいと信ずる。この用意をしてから民間事業を壓迫しない程度に漸次國營化することに就ては必ずしも不賛成ではない。

二、國家統制の方法として最も理想的なるは國有國營（註一）又は國有民營（註二）なるも、財政の現狀之を許さずとせば、遞信省案の如く民有國營に依ること必ずしも不可ならず。

たゞ現在の如き民有民營のまゝに放任するは

早稻田大學教授 法學博士 林癸未夫氏

一、現在の如く電氣事業を私營として政府が單に之を監督するのみにては十分公益的統制の實を擧げ難きにより、國家權力の下にその統

慶應大學教授 金原 賢之助 氏

断じて國運の進展、國民經濟の振興を圖る所以にあらず。電氣事業の公益的綜合的統制は如何なる見地よりするも刻下緊要の國務なりと言ふべし

(註一) 所謂「國營」は現在の鐵道又は煙草の如く、純然たる官僚的經營を意味せず。宜しく特別法を制定して、官吏以外に民間より企業家の才能を有する者及公共的地位にある者を登庸して、其經營に參加せしむるの途を講ずべきなり

(註二) 所謂「民營」は必ずしも現制度の如く資本家及企業家の自由經營に一任することを意味せず。官吏、企業家、需要者、消費者、其他利害關係者の各代表を以て組織する協同機關をして經營せしむる方法をも考慮すべきなり

一、電力統制の件

一、國營そのものには反対に非らず。國營にせよ、民營にせよ、日本經濟の發展に役立つものならば、差支なしと考へる。併し現在の制度に著しい改變を加へんとするならば、それ丈の理由が必要だと思ふ。ところが、現に問題の民有國營に就いては、その理由が必ずしも明かならず、又其の目標もはつきりせぬが如くに思はれる

一、若し一般理論的に言へば、全國的統一並に國家管理が合理的經營を達成し得べきことは否定出來ない

若しその爲に電力國營を實現せんとするならば、何故電力のみに限定するか、立案者の一人は、考慮してゐるのは電力だけで、基礎產業全般の國營などは考へて居らぬと言つてゐる

私と思ふ

(原案反對のために、「所有權の剝奪」を問題にするのは、どうも妥當ではないやうに思ふ。蓋し所有權は、全く絶對的のものではないからである。)

るが、(電力だけに限るのは、電氣の自然的性質によるものらしいが)電力國營は當然基礎產業一般に及ぶべき契機たり得ると、觀るべきである。現に立案者自身も、資本主義の是正だと言つてゐる
若し多少でも、さうした見込又は見透しの下に、電力國營を實行せんとするならば、猶ほ一層その目標と指導原理を明かにする必要がありはせぬかと考へる
一、立案者の説明に依ると—又それに依らなくとも一統制の必要であらうと云ふことは、明かである。併しそれが爲に何故遞信省原案でなければならぬかは、必ずしも明瞭でない。換言すれば「民有國營」でなければならぬかの理由が十分與へられてゐるとは思はれない。それ故に、政府案を實現しようとすれば、右の諸點を一層明瞭に國民に示さなければなら

一、代案に關する一試案

東京工商會議所刊行
業合理化資料

| 題 | 標 | 實費 | 題 | 標 | 實費 |
|--------------------------------|---------------------------|-------|---|----------------------|-------|
| 一 横越に於ける合理化運動と横越産業 合理化協會 | 商業標準化事業と其價値 流動作業に關する經驗 | (二〇錢) | 二 顧客の獎勵法と個人的獎勵法 不景氣が労働に及ぼす影響を最小にする方法 | 機械的動力傳達裝置 海上運送用包裝 | (四〇錢) |
| 二 木製包裝の合理化 郵便小包の包裝及發送 | 輸出取引の仕方 | (四〇錢) | 三 賃銀支拂事務の管理 顧客應待の訓練 | 給油の合理化 | (五〇錢) |
| 三 厚紙包裝の合理化 包裝用器具及び安全裝置 | 米國に於ける恩給制度の研究 | (五〇錢) | 四 軌道に依らぬ小距離水平運搬 最新自動車修繕工場 | 賃銀支拂事務の管理 顧客應待の訓練 | (五〇錢) |
| 四 職長の資格 會社重役及幹部の職務 | 職長の資格 | (一〇錢) | 五 機械の輸出販賣に就て | 機械的動力傳達裝置 海上運送用包裝 | (三五錢) |
| 五 中央配達制度による経費節約 産業上の適職選擇 | 中央配達制度による経費節約 販賣員の訓練 | (三五錢) | 六 住宅の熱消費の研究 | 給油の合理化 | (三五錢) |
| 六 壓縮空氣設備の設計と運轉 製造業に於ける出資の統制 | 試力製及び金屬製包裝の合理化 | (一〇錢) | 七 機械の輸出販賣に就て | 軌道に依らぬ小距離水平運搬 | (四〇錢) |
| 七 經済的水平運搬の基礎 手力車輛 | 經濟的水平運搬の基礎 手力車輛 | (一〇錢) | 八 連鎖店 | 最新自動車修繕工場 | (四〇錢) |
| 八 生産豫算及び手許在高豫算 | 販賣配給費の計算方法 | (一〇錢) | 九 連鎖店 | 機械的動力傳達裝置 海上運送用包裝 | (三五錢) |
| 九 連鎖店 | —消費者の需要及利潤ある市場— | (一〇錢) | 一〇 連鎖店 | 給油の合理化 | (四〇錢) |

(a) 半官半民の全國電力會社持株會社を創立する。この特殊機關をば全國的統制主體とする。そして持株會社から、統制實行のために、關係電力會社へ重役（或は監督者、その他名稱は種々あるべし）を派遣する—この爲には、持株會社設立に關する法律と電氣事業法の改正が、必要であらう

(b) 發、送、配電とも、現在通り民有民營會社（この場合、子會社である）が自ら之を行ふ。但し統制を容易ならしむるため、現存會社を一層合同せしむる。合同は、地域的又は技術的觀點から行はるべく、或はその爲に「強制合同法」が必要であるかも知れない。（嘗て、銀行合同に關する法律が採用されたが如し）

(c) 持株會社が必要と認めた統制事項に就いては、主務大臣に申請し、主務大臣は一

應之を、別に設置される電力審議會に附議して意見を求め、それを斟酌して採否を決定する。又主務大臣は必要と認むる事項をば持株會社に命令する。(但し出来る丈電力審議會の賛成を求めしむるが、至當なるべし)

(d) 各電力會社の必要又は適當と認むる施設乃至事項に關しては、持株會社に申達して許可を求むる。それが全體の統制に關係なき問題ならば、持株會社が諾否を決定し又若しそれが全國的統制に關係あるものならば、前項の手續きを経るものとす。

(e) 新水力の開發は、持株會社が自ら其の掌に當り、或は之を或る子會社をして行はしむ

右は極く輪廓だけで、新機關の設立、組織、其の統制事項等に就いて、問題が多くあると思ふ隨つて全くの試案に過ぎない。

二人組工業の近狀
(佐羽太三郎講演)
五躍進する我國の羊毛工業
(楠本吉次郎講演)
八世界經濟彙報—第一輯—
シカゴ市に於ける交通統制の
經過

三我國莫大小工業の發展性
四玻璃鐵器工業の進出
五西藏の資源と邦品進出の可能性
(多田等觀講演)
六海外に雄飛する日本陶磁器工業
輸出進展を續くる日本電球工業
(北地鎌次郎講演)

二朝鮮經濟事情に就いて
(穗積眞六郎講演)

二最近の中南米經濟事情に就いて
(首藤安人講演)

二ベルシャの文化と經濟
(笠間果雄講演)

三世界經濟彙報—第二輯—
三米國ニユーディールの發展と貿易
(松本正雄講演)

三最近歐羅巴事情(米田實講演)
七世界經濟彙報—川谷幸左衛門講演—
元我國輸出工業の優越性
(天野健雄講演)

便覽
内人所得稅資本利子稅營業収益

其他の刊行物

| | |
|------------------------------|--|
| 商工年鑑（昭和十年版）（改造社）（十冊） | アメリカの新経済政策と金融統制 |
| 日滿支經濟問題講話（巖松堂）（一圓五錢） | 支那經濟年報（昭和十一年版） |
| 世界景氣年報（一九三六年上半期）（改造社）（三冊） | 貿易政策講座（七十五錢） |
| 昭和十一年十月十六日印 昭和十一年十月二十一日發行 | 珠算能力検定試験問題集（森山書店） (自第一回至第七回) (四十八錢) |
| （定價拾錢） | （巖松堂）（一圓五錢） |
| 東京市麹町區丸ノ内三丁目十四番地 東京商工會議所 | 東京市麹町區京橋二丁目八番地 |
| 發行人 天野健雄 | 印刷人 小紫與三郎 |
| 東京市麹町區京橋二丁目八番地 | 印刷所 若松印刷所 |
| 發行所 東京商工會議所 | 東京市麹町區九ノ内三丁目十四番地 |
| 電話九ノ内四 三五—三八六五・一〇七九 | 東京一六七九一番 |

會講所刊行
商工經濟(月刊)
東京物價月報(月刊)
東京勞働貨銀調(月刊)
重要經濟統計月報(月刊)
世界經濟統計(年四回)
東京商工會議所統計年報
(昭和十年版)
中華民國及滿洲國貿易統計表
(昭和十年度)
List of Trade Enquiries
(外國取引紹介通報)

| | |
|--------|---|
| (三十五錢) | 其他の刊行物 |
| (三十錢) | 商工年鑑(昭和十年版)(改造社)(十圓) アメリカの新経済政策と金融統制 (巖松堂)(一圓至平錢) |
| (三十五錢) | 日満支經濟問題講話(巖松堂)(一圓至平錢) 支那經濟年報(昭和十一年版) (改造社)(一圓至平錢) |
| (四十錢) | 世界景氣年報(一九三六年上半期) (改造社)(一圓至平錢) |
| (四十錢) | 貿易政策講座 (七十五錢) |
| (四十錢) | 昭和十一年十月十六日印 刷 昭和十一年十月二十一日發 行 (定價拾錢) |
| (三十錢) | 東京市麹町區九ノ内三丁目十四番地 東京商工會議所 |
| (三十五錢) | 東京市京橋區京橋二丁目八番地 |
| (三十五錢) | 發行人 天野健雄 |
| (三十五錢) | 印刷人 小紫與三郎 |
| (八十錢) | 印刷所 若松印刷所 |
| (八十錢) | 發行所 東京商工會議所 |
| (八十錢) | 電話九ノ内四三五・一〇七九 |
| (八十錢) | 振替口座東京一六七九一番 |
| (八十錢) | ケ月五十錢) |

東京工商會議所刊行

終